

四	三	二	一	○
発行方法	用振替法の適用	の法律項及びその根拠	の法律名称及び記号	省令第百六十号
とて価のし定あ争争う札価振の社二年第別十財回り付國庫債券財務大臣城島正光	す得格決、めつ入札に格替適下「振替法」（平成十三年法律第七十五号）によると競争は日本銀行第一項並びに特	るらを定価られ値同時と競争に付けるものとし、その規定	るものとす。その規定	利付國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三百二十六号）第五条第十一項の規定に基づき、
もれ募を格競争額を受けた各申込をお買い上げの重みい行平のて利均応募入とてで格競非格し募入と	るらを定価られ値同時と競争に付けるものとし、その規定	るものとす。その規定	の規定	利付國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三百二十六号）第五条第十一項の規定に基づき、
（以下）	（以下）	（以下）	（以下）	（以下）

六

發

入価・別債行争非者特国札非
行札格第参市及入価・別債発競
発競Ⅱ加場び札格第参市行争
額行争非者特国発競I加場入

五

ハ 口 イ

方 募

入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競
入場も加、た価格國定特あ争争
札特の者財後格競債め別つ入入
発別にご務に競争市る参て札札
行參よと大行争入場も加、と発
ー加るに臣わ札特の者財同行
と者発応がれ札發別にご務時ー
い・行募各の行參よと大にと
う第へ限國る募ー加るに臣行い
。Ⅱ以度債入と者発応がわう
非下額市札のい・行募各れ。
価ーを場で決う第へ限國る、
格國定特あ定ーI以度債入価
競債め別つを及非下額市札格

ニ

ハ

口

イ

行争非者特国	行争非者特国	札非	入価
入価・別債	入価・別債	発競	札格
札格第参市	札格第参市	行争	発競
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争

十額發四う額
五面行十ち面
万金し六、金
円額た条特額
、で利第別で
同九付一會千
法百国項計四
第三債のに百
四十に規関三
十七つ定す十
七億いにる二
条七て基法億
の千はづ律円
規四、き第

百国条特九国条特千国項十額た四百つ定す億つ定う億額
十債の別億債の別六債の五で利十四いにる八いにち円面
五に規会三に規会百に規万二付七億て基法百て基、
億つ定計千つ定計億つ定円千国条八はづ律四はづ財
円いにに二いにに七いに、七債の千、き第十、き政
て基関百て基関千て基同百に規百額發四万額發法
、づす万、づす八はづ法四つ定七面行十円面行第
額きる円額きる百、き第十いに十金し六、金し四
面發法面發法六額發六九て基万額た条特額た条
金行律金行律十面行十億はづ円で利第別で利第
額し第額し第五金し二三、き、一付一會三付一
でた四でた四万額た条千額發同兆国項計百国項
二利十三利十円で利第百面行法六債のに八債の
千付七十付七三付一二金し第千に規關十に規

口	イ	一	發	振額最	二	ハ	口	イ	七
札非	入価發		替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込					
發競	札格行行		額	入価・別債入価・別債發競札格金					
行争	發競価		面	札格第參市札格第參市行争發競					
、入	行争格日		位	金發競II加場發競I加場	入行争額				
十額格	十額	平す額の振	五	円千		二百三五二	四つ定		
八面	七面	成るの記替	万	四		千円十十兆	億いに		
錢金	錢金	二。整載法	円	百		百九六二	二て基		
額	以額	十數又の		三		十億萬千	千はづ		
百	上百	四倍は規		十		四三円八	九、き		
円	の円	年記定		一		千一百	百額發		
に	そに	九金錄に		億		五百二	五面行		
つ	れつ	月額はよ		七		千二十九	五十金し		
き	ぞき	二に、る		千		七	五額た		
九	れ九	十よ最振		百		百一億	万で利		
十	の十	日る低替		三		七一万	円四付		
九	応九	も額口		十六		三十萬円	百國		
円	募円	の面座		万		三千七百	九債		
九	価九	と金簿				六	十に		

十
九
八
七
六
五
十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
子以

平
成
二
十
四
年
九
月
二
十
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者
財
本
銀
行
額
百
円
年
う
に
九
。
前
、
日
つ
月
六
各
及
き
二
月
支
び
百
十
間
払
九
円
日
に
期
月
属
に
二
す
お
十
る
い
日

十
三
二

初利入価・別債行争非者特国
期札格第参市及入価・別債
利発競Ⅱ加場び札格第参市
子率行争非者特国発競Ⅰ加場

規下は期た期平年
額面金額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$ 定、が金と成○
す次そ銀額し二・
る号の行を、十二
期及翌休支次五パ
日び當業払の年一
に第業う算三セ
つ十日。式月ン
い五にたに二ト
て号支当だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
.いへと支出支
.て以き払し払